

2012年11月8日
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

診療契約に関する事及び患者の診療に関する事に係る
個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供するこ
とに伴う本人通知の省略について（答申）

2012年11月1日付けで諮問（第525号）された診療契約に関する事
及び患者の診療に関する事に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外
に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由については、認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由
は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜弁護士会会長より弁護士法第23条の2に基づき、藤沢市民病院で保
有する診療録内容に関する照会がなされた。弁護士法第23条の2の規定は、
個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合
に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。

そのため、藤沢市民病院診療録を横浜弁護士会会長に目的外に提供するこ

とについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 藤沢市民病院の診療録を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

藤沢市民病院に受診歴のある患者（平成23年6月死亡）に関する入院申込書及び手術同意書について保管の有無。また、保管されていれば、その写し。

イ 目埒外に提供する相手方

横浜弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外に提供する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。弁護士法第23条の2第1項「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。」と、また第2項「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対して照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われるものであり、弁護士には弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利及び義務が課されている。

(イ) 目的外に提供する必要性

過去に本件被照会者（以下「患者」という。）の妹にあたる養子縁組無効確認請求事件の原告から、患者（平成23年6月死亡）に関する診療録の開示請求は、平成22年2月患者の手が不自由との理由で申立書による請求、平成23年5月、当時患者の成年後見人から委任を受け委任状による請求の計2回である。過去2回の請求により、請求者である妹へは藤沢市民病院で保管されている全ての診療録についてその写しを開示している。

過去の経過を踏まえ、横浜弁護士会所属弁護士から本件照会の詳細理由と提供する必要性について「過去に原告は亡患者に関する外来及び入

院診療録の開示請求をし、請求どおり診療録の写しを受け取っている。以前に受け取った診療録以外に入院申込書と手術同意書が存在し保管されていれば裁判資料として使用したい。患者が申込書等に自署を行ったか、代筆が必要な状態であったのかどうかにより患者の判断能力を推認させる重要な証拠となりうる。」との説明があった。

以上のことから、横浜弁護士会会長が必要とする照会事項は、過去に開示請求を行っている原告らの裁判資料に必要なものと考えられる。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、個人情報の帰属者のうち、患者本人は死亡しているため個人情報を目的外に提供することについての通知は行わないが、患者以外の者の記載がある場合は、その者に通知を行うこととする。

(4) 提出資料

- ア 照会申出書
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有する横浜弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「過去に原告は亡患者に関する外来及び入院診療録の開示請求をし、請求どおり診療録の写しを受け取っている。以前に受け取った診療録以外に入院申込書と手術同意書が存在し保管されていれば、裁判資料として使用したい。患者が申込書等に自署を行ったか、代筆が必要な状態であったのかどうかにより患者の判断能力を推認させる重要な証拠となりうる。」とのことである。

また、実施機関では、原告から患者に係る開示請求が過去2回あり、開示したことを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の場合、入院申込書及び手術同意書にそれぞれ署名している者は、当該入院申込書及び手術同意書の当事者本人であることから、記載されている情報は当事者本人の情報として、それぞれ署名をしている者へ本人通知をすべきである。

また、亡患者自身の情報については、条例第20条第3項第2号ウに基づき、家族共同体構成員の固有情報と同視することができるものであると社会通念上認められる個人情報であり、亡患者の死亡時において二親等以内のものであった者に本人通知をすべきである。

以 上